

江戸時代における発明・創作と権利保護



小林 聡

目次

- 1. はじめに
- 2. 「新規法度」考
- 3. 「別段風説書」考
- 4. 「龍吐水」考
- 5. まとめ

1. はじめに

わが国の特許制度は、近代に至って西洋の制度を移入したものであり、近世以前のわが国では発明が保護されるようなことはなかったとする見解が支配的である。とりわけ、江戸時代には、享保年間に出された「新規法度」といわれる幕府の触によって発明や新規創作活動が禁止されていたとされている。しかし、江戸時代には、農耕具類の発達など生産技術の大幅な進歩がみられたことはよく知られている。また、新規法度には例外として発明や新規創作を肯認する可能性があることが規定され、「龍吐水」などの発明品を専用する権利が発明者に付与されていたとする見解もみられる。もっとも、近代特許法制定前の発明・創作活動に関する調査研究は進んでおらず、江戸時代、幕政の中心地であった「江戸」の知的財産事情についての研究成果は数少ない。そこで、本稿では、近年整理が進められてきた江戸の町触その他の史料を参考に、江戸時代における発明・創作と権利保護の実態について考えてみることにしたい。

2. 「新規法度」考

(1) 新規法度とは（享保の触）

既出の論説や知財の基本書の多くが、江戸時代には発明・創作活動が禁じられていたとし、その根拠として「新規法度」を挙げている。新規法度の内容としては、享保6（1721）年7月の触と同年閏7月の触のいずれか、または双方が挙げられている⁽¹⁾。

○享保6年7月の触⁽²⁾

一 惣て新規之儀、器物織物之類一切仕出候事可為無

用候、

一 書物草紙之類是又新規ニ仕立候儀無用、但不叶事候ハ、奉行所え相伺候上可申付候、尤当分之儀早速一枚絵等に令板行、商売可為無用候、（中略）見せ物等之儀ハ新規之事不致候てハ如何候間、此段ハ可為格別事、

○享保6年閏7月の触⁽³⁾

一 呉服諸道具書物類は不及申、諸商売物菓子類ニ而も、新規ニ巧ミ出し候事、自今以後堅ク停止たり、若無扱子細も有之ハ役所江訴出、ゆるしを請可仕出候事（以下略）

これらの触の文言からすると、7月の触は“新規仕出し”を禁じたものであり、閏7月の触は“新規巧出し”を禁じたものであって、禁止の対象とされた行為が異なっていたのではないかと考えられる。しかし、これらは同義とみるべきである。江戸時代、奉行所から町方への通達は、原則として口頭による伝達（口伝）であり、写物等は記録のためであって伝達のためではなく、口伝によることから伝達ルートや日時などによって文言が異なるものとなるが多々あった。これら2つの触については、1ヶ月程度の短期間のうちに出されていること、閏7月の触にも「仕出」の語が見られること、どちらの触も例外として奉行所へ申請する方法が認められていることなどから、これら2つの触は、文言は異なるが、享保の改革の一環として出された新規活動を禁ずる一連の通達であったとみるべきである。

(2) 新規法度の目的

新規法度は、質素儉約・奢侈禁止という武家の風潮に基づく禁令であったとするのは説明として十分でない。これらの触は物価抑制のために出された触である。江戸時代は、近現代と異なり、生産の主力は機械ではなく職人であって、職人が生産技術を修得するには年単位での歳月を必要とした時代であり、労働力の流動

性や生産活動の柔軟性に乏しかった時代である。江戸時代中後期の日本の人口は2,500万人前後で、年間増減数は多いときで20万人弱であったとされ⁽⁴⁾、災害直後などを除き需要が大きく変動することは少なかった。一方、職人が発明・創作に労力を費やせば自ずと有来物の生産性が低下し、供給量が減少するから有来物の価格上昇につながる事となる⁽⁵⁾。また、当時の物価は他の品目の価格上昇に敏感に反応したこともあって、幕府は江戸時代を通じて諸物価の上昇に神経をとがらせていた。江戸時代中期にあたる享保年間、幕府は物価抑制策として、新規法度を出すとともに、同業者間で組合を結成させ、組合による価格の監視と価格の維持・抑制を行わせることとした。このことは、享保11(1726)年5月12日の記録に「新規仕出し物不致候ため、又ハ火事以後高直ニ為不致候」とあり⁽⁶⁾、享保12(1727)年2月の記録に「近年諸商売人組合被仰付候故、諸色高直ニ成不申、新規仕出シ等も無御座、能しまり申候」とあることからわかる⁽⁷⁾。

(3) 元禄の触

享保6(1721)年閏7月の触の文言に「自今以後」とあることもあって新規仕出しなし新規巧出しを禁ずる触はこれら享保年間のもものが初出であると言われているが、その17年余り前の元禄17(1704)年2月に、幕府は新規仕出しを禁ずる触を出している。

一 新規ニ珍敷仕出シ候菓子類、且又只今迄拵来候共、手間取候品、向後無用之事

(中略)

右御用之品ハ格別、其外ハ堅拵申間敷候、但定之外結構にあつらへ候方有之候ハ、町奉行所江相伺、可受差図候、於相背ハ可為曲事候、已上(以下略)⁽⁸⁾

この触(以下「元禄の触」という。)には華美で贅沢な品目が規制の対象として列挙されており、一見すると単に奢侈の風潮を戒め、禁じたものであると判断される。しかし、元禄の触が出された前年の秋、江戸では元禄の大地震があり⁽⁹⁾、半年ほど大きな余震が続いたことが記録に残されている。元禄の触が出された当時の江戸は、震災により社会不安が増幅し、経済的に悪化した状態であったことが推察される。また、元禄の触には、享保の触と同様に、例外として町奉行所へ申請する方途があったことが認められる。これらのことから、元禄の触も享保の触と同様に物価抑制の意

図があったものと考えられる。

(4) 寛政の触

江戸時代の記録に残る触や法度の中には実際には発布されていなかった可能性のあるものや周知徹底されていなかったものが指摘されているが、元禄の触が発布されていたであろうことは、寛政元(1789)年3月に改めて以下のような触が出されたことからわかる。

一 不益に手間懸り候高直之菓子類、向後可致無用候、是迄拵来候共相止可申事(中略)

右之條々急度可相守候、総而奢たる品こしらへ申間敷旨、元禄・享保年中触之趣、尚又此度改而右之通被仰出候、尤只今迄商人仕入候分者当年限りに売買いたし、来戌年よりは書面之通売買停止たるべく候、停止之品自今若あつらへ候もの有之候は、奉行所へ相伺差図を可受旨、町方へも相触候條可被得其意候⁽¹⁰⁾

町触の内容は、原則として口頭で伝達されていたこともあり、時間の経過とともに忘れ去られ、守られなくなるが多かった。また、新規仕出し等を禁ずる触は、幕府による経済的な施策の一環であったから、老中松平正信による寛政の改革や老中水野忠邦による天保の改革などのタイミングで改めて発布されたのであった⁽¹¹⁾。

(5) 例外規定と訴答の部

このように新規仕出しを禁ずる町触は享保の触の前の元禄17(1704)年にすでに出されていたのであるが、奉行所への申請の手続が整備されたのは享保年間である。奉行所は、申請があると、現代でいうヒアリングを行った上で裁可し、その内容は「訴答之部」に記録された⁽¹²⁾。訴答之部の記録からすると新規事業を希望する者から数多の申請があったことがわかるが、これらの記録から発明や創作に基づくものを見出すことは難しい⁽¹³⁾。

(6) 小 括

新規法度は新規の仕出しや巧出しを禁じた触であるが、享保年間のもものが初出ではなく、元禄年間終期にまで遡ることができる。もっとも新規法度は、有来物の安定供給・物価抑制を企図した幕府の経済政策であって、新規法度の例外規定に基づいて発明や創作が

保護される可能性はあったが、この例外規定に基づいて発明・創作が保護され発明者や創作者に何らかの権利が認められたという実例は、江戸町触その他の記録から見出すことはできない。

3. 「別段風説書」考

(1) 序論

江戸時代、幕府から出された新規仕出し等を禁ずる触には「発明」の語は使用されていない。もし、江戸時代すでに invention を意味する語として「発明」が使用されており、幕府に「発明」を禁ずる意図があったのであれば、「発明」の語を以てこれを禁じていたはずである。また、例外としてではあっても発明が肯認されることが制度化されておりそれが特許制度類似のものであるとするならば、近代特許法導入の経緯や「特許」の語の成立についての沿革的考察が必要となろう。そこで、近現代の特許法で使用されている「特許」や「発明」の語がいつ頃から使用されるようになったのか、わが国に西洋の特許法が紹介され、導入されるに至った経緯に触れつつ、ここで検証してみることとする。

(2) 「特許」の語について

・「西洋事情」

わが国において西洋の特許制度がはじめて紹介されたのは近代になってからであり、紹介者は福沢諭吉であると言われている⁽¹⁴⁾。福沢諭吉は、「西洋事情」を著したことで知られている。刊行年は、初編3巻が慶応2(1866)年、外編3巻が慶応3(1867)年、二編3巻が明治2(1869)年とされる⁽¹⁵⁾。慶応3年発刊の奥付のある外編巻之三、そこには蔵版の免許(コピーライト)の制度とともに発明の免許(パテント)の制度が紹介されている⁽¹⁶⁾。このほかに外編に先立つ初編、これには西洋諸国の政治等について書かれているが、合衆国が特許制度を採用していることを紹介している⁽¹⁷⁾。西洋事情外編はイギリス人チャンブルの経済書を底本としたものであることは福沢諭吉自身が西洋事情外編の題言に記しているから⁽¹⁸⁾、この発明の免許の制度についての記事もチャンブルの著書に拠ったものであると考えられる。福沢諭吉は、西洋事情外編第3巻において、patentを「発明の免許 パテント」と、Patent Officeを「パテントオフヒシ」ト云ヘル発明免許ノ官局」と訳しており⁽¹⁹⁾、未だ「特許」の語を用いて

いない。

・「褒功私説」

同じ頃、幕府開成所の教授方をつとめた蘭学者神田孝平が西洋の特許制度に関する論説「褒功私説」を著した。これは、慶応3(1867)年10月に創刊されたわが国最初の雑誌と言われる「西洋雑誌」の第4巻に掲載されたという⁽²⁰⁾。ここにいう「褒功」とは patent のことであり⁽²¹⁾、ここでも「特許」の語は使用されていない。

・「亜行日記」

福沢諭吉の西洋事情等の刊行に先立つ万延元(1860)年には、日米修好通商条約の批准書交換と親善を兼ねた新見豊前守正興らの使節団が米国に派遣され、1860(万延元)年5月21日に特許局を訪問し、米国特許局長 Philip F. Thomas から米国特許法規集など特許局が刊行した書物が贈られたという⁽²²⁾。使節団が、当時の行政部局としては特殊な存在であった特許局をわざわざ訪問したことから、江戸時代末期の幕府高官や知識人は、新見豊前守らの洋行前すでに特許制度の存在を認識していた可能性があるのではないかと考えられるが、森田清行の「亜行日記」には Patent Office を パテント・オフィス「器械局」と記述されているなど、この頃に「特許」の語を使用した形跡はみられない。

・「専売略規則」と「専売特許条例」

わが国の特許制度は、明治4(1871)年の専売略規則を嚆矢と言われているが⁽²³⁾、「特許」の語の登場は、明治18(1885)年の専売特許条例を待たねばならない。

(3) 「発明」の語について

・江戸時代の「発明」

では、「発明」の語はどうであろうか。「発明」の語は、史記、漢書、後漢書にも見られるというが、「発明」の語の第一義的な意味は「発見」と同旨であったようである⁽²⁴⁾。

既述の元禄・享保・寛政の触には、「発明」の語は使用されていない。江戸時代の公文書には「発明」の語が使用されることはなく、その意を包含する語として「巧出し」等の語が使用されていたとも考えられる。しかし、江戸時代の公文書にも「発明」の語を用いて発明を紹介した記事がみられる。「別段風説書」である。

・別段風説書とは

別段風説書 (Apart Nieuws) とは、オランダ風説書

(阿蘭陀風説書・和蘭風説書)の添付文書のことである。オランダ風説書は、鎖国下の江戸時代において唯一公的通商関係が存続した西洋国家オランダの商館長から毎年(入港のなかった年を除く)幕府方に提出されたいわば海外情報の“定時ニュース”であり、風説書自体は情報量の多いものではなかったが、長崎奉行が受領した後直ちに特別便で江戸に配達され、幕閣でも長崎奉行と老中のみしか知ることはできないものであった。原本はオランダ語で書かれたものであるが、幕府の役人であるオランダ通詞によって和訳され(和解)、老中に提出されたものである。「別段風説書」は、アヘン戦争による清国の敗戦を知った幕府がオランダに詳細情報を求めたことにより、天保13(1842)年から風説書に添えて提出されたものである。清国の敗戦はわが国に強い衝撃をもって受け止められたらしく、別段風説書の内容は漏洩し、幕末の別段風説書の内容は当時も知られていたという。嘉永5(1852)年の別段風説書にはいわゆる「ペリー来航予告情報」第1報⁽²⁵⁾が載せられるなど、幕政や日本社会に与えた影響も少なくなかったと考えられる。別段風説書の内容は、海外の外交や政治、戦争について風説書を補足する記述がほとんどであるが、そのほかの事柄が記載されることもあった。その一例が発明に関する記述である。

・弘化四年別段風説書にみられる2つの発明

弘化4(1847)年6月26日付風説書の別段風説書(同年7月和解、蘭文とともに差上)には、以下の発明が紹介されている⁽²⁶⁾。

- 一 ドイツ国之医学家ホツセル^{人名}、スコンベイン^{人名}
綿にズワーフルミュール^{硫黄精}を濡し、放発之勢を
保候工夫を發明いたし、此綿を少し小砲に込め放
ち候へば其丸塩硝を込め発し候勢と同様に有之候
一 アメリカ洲に於てズワーフルアエウトル^{薬名}を以、
人体を痿し候工夫を發明いたし候、此薬種にて如
何程厳敷療治受候をも、痛を触れ不申候、此話欧
羅巴印度へも伝り申候

・「ズワーフルミュール」とは

「ホツセル」とはドイツの化学者ベトガー(Rudolf Christian Böttger 1806～1881年)、「スコンベイン」とはドイツの化学者シェンバイン(Christian Friedrich Schönbein 1799～1868年)である。シェンバインは、1845(弘化2)年に黒色火薬に代わる発射薬である無煙火薬、いわゆる gun cotton(綿火薬)

であるニトロセルロース(nitrocellulose)を発明したことで知られる。ズワーフルとはドイツ語や英語の Sulfur・Sulphur に相当するオランダ語 Zwavel(硫黄)、ミュールとはオランダ語の Mul(乾燥砂)であり、綿にズワーフルミュールを濡したのとは、このニトロセルロースのことと考えられる。

・日本人と火術・砲術の知識

江戸時代の日本は、長く太平の世にあり、実戦に資することはほとんどなかったものの、火術・砲術について多大な興味・関心を示していたことは、火術・砲術に関する蘭書の翻訳が多数存在していたことからわかる。具体的には、わが国最初の本格的西洋砲術書の翻訳とされる文化5(1808)年の「砲術備要」や、文政12(1829)年の「砲術基礎」などが挙げられる。後者の「砲術基礎」は、ドイツ人クリスチャン・エンリフが著した“Grondbeginsener van het Geschut Constructie”がオランダ人ヨアン・クリスタフヘイルによってオランダ語に訳され、文政12(1829)年に岡内章平がこれを和文に翻訳したものであるが、その巻之一には、首章「硝石火薬発明銃砲創製」として火薬や硝石の性質などの発明の歴史が「発明」の語をもって記述されている⁽²⁷⁾。

・「ズワーフルアエウトル」とは

ズワーフルアエウトルとは、硫酸エーテルのことである⁽²⁸⁾。西洋においては、硫酸エーテルの登場までは、1800(寛政12)年前後に開発された亜酸化窒素(笑気ガス)が使用されていたが、米国で1842(天保13)年に硫酸エーテルによる麻酔手術が開発され、1846(弘化3)年に硫酸エーテルによる公開麻酔手術が行われたという。この情報は、別段風説書の記述にもあり、すぐにヨーロッパなどに伝わった。日本には半年ほどで伝わったことになる。ちなみに、華岡青洲による麻酔手術は、曼陀羅華(チョウセンアサガオ)を主原料とする全身麻酔薬「麻沸湯」(通仙散)によるものであり、硫酸エーテルによる麻酔手術よりも40年ほど前にあたる文化元(1804)年に行われた。

・江戸時代の日本人と発明

以上本項において、江戸時代に伝来した「発明」に関する海外情報について述べた。では、国内における発明についてはどうか。江戸時代の日本人は、発明など新規のものを白眼視していたとする見解もあるが、むしろ発明など新奇の品には多大な興味・関心を示し、それがしばしば社会秩序を乱すものとなったことも規

制の対象となった一因のようである。「^{レヒソヤッパン}烈必遜日本紀事抄訳」の「外国人日本通商の企て、亜墨利加人当今日本に志望の事を載たる公顕の告牒記録の事」に、「日本人その精神頗る敏盛にしてその性質亜細亜人と比較すればや、欧羅巴人に近し。且つ諸品発明するを肯とし、その接対廉直にして」云々とある⁽²⁹⁾。この記事からすると、幕末にわが国を訪れた外国人の目にも留まるほど、当時の日本人は発明行為を盛んに行っていたようである。

(4) 小 括

このように別段風説書や蘭書の翻訳に「発明」の語がその発明の内容の紹介とともにみられることからして、少なくとも江戸時代後期の通詞の間では「発明」の語を使用しており、幕府の上層部や蘭学者などの知識人は invention に相当する「発明」を観念していたように思われる。また、江戸時代の日本人は、火術・砲術や医術について強い関心をもっていた。そのことは外国人にも知られるほどであって、ニトロセルロースや硫酸エーテルの発明がなされたことは、黒船来航前のいわゆる鎖国下にあった日本においても、それらの発明から短期間のうちに知られるようになっていた⁽³⁰⁾。

4. 「龍吐水」考

(1) 龍吐水とは

本稿の最後に、江戸時代の発明の例としてしばしば紹介される^{りゅうどすい}龍吐水について触れておきたい。龍吐水とは、大きな消火用手押ポンプのことであり、火災発生時に駕籠のように数人で担いで火災現場へ持参し、玄蕃桶などで水を汲み入れて放水するものである。当時の消防は、いわゆる破壊消防が主であったが、龍吐水を用いれば放水が可能なので消火道具として注目されるようになった⁽³¹⁾。幕府はこれを「消防第一の品」とし、町火消各組に支給した。公儀の下賜品となった龍吐水は、火消組にとって象徴的な火消道具であり、武者絵で有名であった浮世絵師・歌川国芳の画による扁額「火消千組の図」（成田山霊光館所蔵）には、江戸の町火消の一である「千組」一同の勇姿とともに画かれている。この火消道具（ポンプ）が一般名称として「龍吐水」と言われていたことは、例えば福澤諭吉の「西洋事情」にも「^{りゅうどすい}龍吐水」と記されていることなどからもわかる⁽³²⁾。龍吐水と言われた所以は、龍が水の神とされ、また、放水の状態がまさに龍が水を吐く姿を想起させたこと

による。

既出の論説によると、大坂の例として天明3（1783）年の井戸水揚道具や寛政7（1795）年2月の「天龍水」をはじめとして様々な名称の水揚道具が町奉行所の許可の下に販売が認められたことが紹介されている⁽³³⁾。これらの水揚道具の多くは火消道具として販売許可を得ていたようであり、その標準形は龍吐水や水鉄砲であったと考えられる。

(2) 江戸町火消における龍吐水導入の経緯

龍吐水が江戸町触にはじめて登場するのは、寛延4（1751）年のことである。非常に珍しいことであるが、幕府は、火消道具として龍吐水を導入するにあたり、町方に意見聴取を行っている。その記録の内容は、以下のとおりである。

先月27日、奈良屋へ名主のうち14人呼ばれ、「近頃「龍吐水」という火消道具を作り売り出されているところであるが、出火消防のためにちょうどよいのではないかと思われるので、火消組合に4、5つほどずつも、調達して置いてはどうか」とお尋ねられた件について、呼ばれた名主より、今日次のとおり書面が提出された。

町方で龍吐水を作り置き、出火の際に出火場所へ持ち出し、水利のためにも使用すべきか、御尋ねのあった件

一、今まで出火場所で龍吐水を使い馴れておりませんが、高く水が上がる道具でありますので、消火のためによろしいかと思ひます。あわせて今までの道具についても出火のたびに諸道具が壊れ、費用が多くかかっております上に、新たにこの費用もかかりますと、各町にとってはかえって迷惑と思ひます。その上、組合によっては、店人足など差し出している場所では、別に人足を抱えてもしなければ間に合わないのではないかと思ひます。もっとも、この道具は、出火場所が込み合うところで手荒く使うことになりまますので、しばしば壊れるようなこともあると思ひます。一方で数多く仰せ付けられましては迷惑であらうと考えられますので、火消一組に壺つ割当てでも仰せ付けられてはいかかかと存じます。たとえ1組に1つずつといわれましても、組合によっては、調達しかねる場所もあるのではないかと思ひます。このように私ども考えをまとめ申し上げます。以上 未5月3日

また、その4年後の宝暦5（1755）年6月付で、以

下のような内容の記録が残されている⁽³⁵⁾。

亥6月9日

一、昨日、喜多村彦右衛門より年番が呼ばれ、龍吐水という火消道具を町々へ売りたいと願う者があるので、認めてよいか、いずれにせよ返答書を提出するよう言い渡されたことについて、年番は寄合の上、次のとおり書面を提出した。

野島屋敷佐右衛門店の善左衛門が工夫し、「龍吐水」と名づけた、空へ水を揚げる箱、出火の際使用する道具であるとのことで、1、2町へ1台ずつ、代金6両2分で売り広めたい旨、願い出があった件について、認めるべきかとのお尋ねがありましたので、次のとおり御返答申し上げます。

一、この龍吐水は、場所により使用できる場合もありますが、水を汲み入れれば自動的に噴水するというものでもなく、人手が大勢かかり、ひたすらに踏み、水を空へ揚げるというまでのものでして、出火場所が混雑する中、手荒く取り扱えばしばしば壊れ、おっしゃるようには使用できません。道路を塞ぎ、かえって火消の支障にもなるのではないかと思います。(以下略)

この件については、さらに以下の内容の記録が残されている⁽³⁶⁾。

亥年6月9日

一 去る8日に喜多村宅へ年番名主が呼ばれ、龍吐水という火消道具を町々へ売りたいと願う者があったので、当該請求を認めるか否か、返答いたすよう申し渡したところ、今日返答書が差し出された。本件は、この部の筋とは異なるので、本帳に記載があるけれども、見出しをつけてこのように記載しておくことにする。

すなわち、当初この件は訴答之部として扱われていたが、返答書が出された段階で訴答之部から外されることとなったのである。

(3) 「水突」・「ブランドスポイト」

江戸町触の記録によれば、龍吐水は江戸で工夫考案されたものであるようであるが、龍吐水は長崎に伝来したものという説もある。長崎出島の景観等を描いた「出島図」の一とされる「灌園愛花図」に、外国人が「水突」という名称の装置を使って葡萄棚に散水する様子が描かれている⁽³⁷⁾。また、オランダ商館長ヤン・コック・ブロムホフの日記には、どのようなものか定かでないものの「消火用ポンプ」を意味する蘭語が見えるという⁽³⁸⁾。灌園愛花図に描かれた水突の構造からすると、

龍吐水は水突よりもその機能においてやや劣っていると考えられるから、江戸や大坂の例に見られる龍吐水は、長崎に伝来したものが模倣されたものであると考えられる。

文政5(1822)年に刊行された大蔵永常「農具便利論下」には、海外から移入された「ブランドスポイト」という水揚用手押ポンプがその図とともに紹介されており、天明期(1781～1789年)に大坂の町人が購入し、のちに龍吐水と名づけられ、消火用のほか灌漑や鉱山の排水にも使用されたという⁽³⁹⁾。このことから、江戸時代の日本に存在した龍吐水の類は、長崎に伝来したものを模倣したものであることが推察される。

(4) 龍吐水の実用性

幕府は、龍吐水は幕府からの支給品であるからこれを大切に扱うとともに、「消防第一の品」として不足なく火災現場へ持ち出すようにたびたび命じている。しかし、実際には火災現場に水利がないことが多くて役に立たず、出火時に持ち出されなくなるだけでなく、玄蕃桶とともに軒先に積み上げて持ち出せないようにされたので、これを禁ずる触まで出されている。導入当初の町方の想定のとおり、龍吐水は、無用の長物と化していたものも少なくなかったようである。

5. まとめ

以上のとおり、近世史に関する文献史料や知的財産に関する専門解説書をもとに、江戸時代における発明・創作と権利保護について検討した。いわゆる新規法度は、新規の仕出しや巧出しを禁じた触であるが、享保年間のもものが初出ではなく、元禄年間にまで遡ることができる。新規法度は、奢侈を禁じる目的で出されたというよりも、有来物の安定供給・物価抑制を企図した幕府の経済政策であって、新規法度の例外規定に基づいて発明・創作が保護され、発明者や創作者に何らかの権利が認められたという実例は見当たらず、また、江戸時代には *invention* を意味する語として「発明」が用いられていたにもかかわらず、新規法度には発明の語が用いられていないことから、発明が禁じられていた時代であったとすることは困難である。そもそも新規法度は、新規の仕出しや巧出しを禁じた触としての実効性にも問題があったと考えられる。江戸時代の日本では、火術・砲術や医術の発明に関する海外情報が知られていただけでなく、盛んに発明・創作活動

が行われていたことが、幕末の外国人の記録からも推察される。江戸時代の発明の一例として取り上げられる龍吐水については、江戸や大坂の町触にしばしば登場するが、これらは長崎に伝来したものを模倣したものと考えられる。また、龍吐水は、火消道具としての能力に難もあり、知的財産の観点から発明の実例として扱うのは難しいが、様々な名称を用いた商標としての観点や意匠上のヴァリエーションがいくつか存在したという創作上の視点から検討する余地はあると考える。

注

- (1) 中村幸八「発明五十年史」東京出版 1944 年 9～10 頁参照。なお、享保 6 年 7 月の触、同年閏 7 月の触ともに「新規定度」の語は使用されておらず、「新規定度」と名付けられたのは、近代に至ってからのものであると考えられる。本稿では、「享保の触」ということとするが、便宜的に「新規定度」の語も使用することとする。
- (2) 高柳 = 石井編「御触書寛保集成」岩波書店 1958 年 1017 頁、「享保撰要類集 第四巻」野上出版 1986 年 151 頁参照。
- (3) 近世史料研究会「江戸町触集成 第四巻」塙書房 1995 年 73～74 頁参照。
- (4) 南和男「幕末江戸社会の研究」吉川弘文館 1978 年 180 頁参照。
- (5) 端的に言えば、「新奇異様の案をねるは奢侈の風を助長し、奢侈は必然的に物価を昇騰せしむる」ということになろう（宮本又次「株仲間の研究 第三版（復刊）」有斐閣 1970 年 22～23 頁）。
- (6) 前掲「江戸町触集成 第四巻」250 頁参照。
- (7) 前掲「江戸町触集成 第四巻」276 頁参照。享保 6 年 7 月の触に「見せ物等之儀ハ新規之事不致候てハ如何候間、此段ハ可為格別事」とあるが、新規定度が奢侈の風潮を抑制するために出されたものであるとするならば見せ物そのものが禁止されたはずである。物価抑制のためと考えれば、生産や物価と直接関係のない見せ物の新規創作については規制の対象とされなかったことが理解できる。
- (8) 前掲「御触書寛保集成」1011 頁、引用は近世史料研究会「江戸町触集成 第二巻」塙書房 1994 年 486 頁による。
- (9) 元禄 16（1703）年 11 月 23 日房総半島南沖を震源とする M8.2 とされる大地震で、江戸や小田原で出火、多

数の死傷者があったとされる。（平岩幸雄「日本付近の地震活動 - 7 -」パテント Vo.42（1989 年）No.1, 45～46 頁参照）。

- (10) 大蔵省編「日本財政経済史料 巻二」財政経済学会 1922 年 1270 頁参照。
- (11) 天保期、老中水野忠邦によって出された触として天保 12（1841）年 10 月のものである（前掲「日本財政経済史料 巻二」1273 頁参照）。
- (12) 近世史料研究会「江戸町触集成 第五巻」塙書房 1996 年 609～611 頁参照。訴答之部の記録からすると、新規仕出し等に関する享保の触が出される前の享保 4（1719）年からの訴答がみられることから、訴答の制度は新規定度によって創設されたものではないことがわかる。
- (13) 宝暦 5 年 6 月 9 日付訴答については後述する。
- (14) 中山信弘「工業所有権法（上）特許法〔第 2 版増補版〕」2000 年 43 頁、吉藤著 = 熊谷補訂「特許法概説〔第 13 版〕」有斐閣 1998 年 24 頁参照。
- (15) 慶応年間は江戸時代に分類されるが、明治維新の進行は、慶応 3（1867）年 10 月 15 日の大政奉還の勅許から慶応 4（1868）年 9 月 8 日の明治改元まで波状的に行なわれたと見るべきであり（近世史料研究会「江戸町触集成 第十二巻」塙書房 1999 年第三期解題 1～2 頁参照）、西洋事情外編は実際には慶応 4（1868）年夏秋頃刊行されたという見方もあることから（慶應義塾「福澤諭吉全集 第 1 巻」岩波書店 1958 年 617 頁参照）、福澤諭吉の西洋事情による特許制度の紹介は近代になってからなされたと考えられるべきであろう。
- (16) 前掲「福澤諭吉全集 第 1 巻」467～475 頁参照。
- (17) 西洋事情初編巻之二に、「亜米利加合衆国千七百八十七年議定せる合衆国の律例第一條第八類議事院の権は左の件々を取扱ふべし。（中略）書を著し事物を發明する者には官許を以て専売の利を與へ、文学技芸を進歩せしむること」とある（前掲「福澤諭吉全集 第 1 巻」331, 334 頁参照）。
- (18) 市川一男「日本の特許制度（1）」パテント 16 巻（1963 年）7 号 14 頁、前掲「福澤諭吉全集 第 1 巻」385 頁、615 頁参照。
- (19) 前掲「福澤諭吉全集 第 1 巻」472 頁参照。
- (20) 市川一男「日本の特許制度（2）」パテント 16 巻（1963 年）8 号 15 頁参照。
- (21) 前掲「日本の特許制度（2）」15 頁参照。神田孝平は「褒功私説」において、patent を「褒功法」と、Patent

Office を「褒功院」としている。

(22) 前掲「日本の特許制度 (1)」29～32 頁参照。

(23) 土肥一史「知的財産法入門 第10版」中央経済社 2007 年 132 頁参照。

(24) 漢語としての「発明」について、諸橋轍次「大漢和辞典 卷七修訂第二版」大修館書店 1989 年 8133 頁参照。江戸時代の史料に見られる「発明」の語も「発見」の意味で使用されているものも少なくない。

(25) 岩下 = 真栄平編「近世日本の海外情報」岩田書院 1997 年 28 頁参照。

(26) 「向山誠齋雑記 嘉永・安政篇 第二卷」ゆまに書房 2001 年 121～122 頁，引用は大蔵省編「日本財政経済史料 卷七」財政経済学会 1923 年 1124 頁による。別段風説書の翻訳は、「崎訳」のほかに、嘉永年間からは「司天訳」も作成されたとされるが（日蘭学会編「洋学史事典」雄松堂出版 1984 年 642 頁参照），江戸時代の史料には弘化4年の別段風説書として文言の異なる記事が記録されており（「弘化雑記嘉永雑記」汲古書院 1983 年 372 頁参照），当時すでにいくつかの翻訳ヴァージョンがあり，漏洩ルートがいくつか存在したことがうかがわれる。

(27) 「向山誠齋雑記 嘉永・安政篇 第四卷」ゆまに書房 2001 年 23 頁，前掲「洋学史事典」650～651 頁参照。

(28) 現代でいうジエチルエーテル (Diethyl Ether) であるといわれている。

(29) 「向山誠齋雑記 嘉永・安政篇 第十三卷」ゆまに書房 2002 年 544 頁参照。

(30) もっとも，ニトロセルロースは，近代に至って火術・砲術だけでなく，化学工業分野において利用されることになる。ニトロセルロースの発明から四半世紀後の 1870 (明治3) 年，米国でセルロイド (Celluloid) が発明された。セルロイドは，ニトロセルロースと樟脳を

主原料とするもので，日本には明治 10 (1877) 年にドイツから導入された。天然樟脳の一産地であった日本は，大正時代に至ってセルロイドを主要な輸出品目の一つに位置付け，第一次世界大戦後には米国に次いで世界第二位の生産量を誇るようになる（川上進一「日本セルロイド商工大鑑」セルロイド新報社 1928 年 1～3 頁，「岩波 理化学辞典 第5版」岩波書店 1998 年 747 頁参照）。

(31) 龍吐水全般について，東京消防庁監修「江戸消防創立五十年記念」江戸消防記念会 2004 年 77～78 頁参照。

(32) 前掲「福澤論吉全集 第1巻」312 頁参照。

(33) 田村敏朗「日本特許法成立史 (1)」特許管理 Vol.38 (1988 年) No.10, 1299～1301 頁，中島千進「江戸時代の発明保護について」パテント Vo.45 (1992 年) No.3, 2～10 頁参照。

(34) 原文については前掲「江戸町触集成 第五巻」333 頁参照。

(35) 原文については前掲「江戸町触集成 第五巻」443～444 頁参照。

(36) 原文については前掲「江戸町触集成 第五巻」444 頁参照。

(37) 長崎市出島史跡整備審議会編「出島図 その景観と変遷」長崎市 1987 年 212 頁参照。

(38) 商館長就任第一年度の 1818 (文政元) 年 11 月 27 日の日記に「消火用ポンプを試してみた。そして欠陥箇所を修理するよう命じた」とある（日蘭学会編「長崎オランダ商館日記 七」雄松堂出版 1996 年 237～238 頁参照）。

(39) 国史大辞典編集委員会編「国史大辞典 第十四巻」吉川弘文館 1993 年 612 頁参照。

(原稿受領 2008.4.11)